

小金井市保育計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、保育の質のガイドライン（保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みをいう。）を検討するとともに、今後の保育施策として取り組むべき方向性を示すため、(仮称) 小金井市保育計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民、関係団体等から多様な意見を聴取し、検討等を行うため、小金井市保育計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 保育施策として取り組むべき方向性の検討等に関すること。
- (3) 保育の質の維持・向上に関すること。
- (4) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が協力を依頼する委員13人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 民間認可保育所施設長等 2人以内
- (3) 認証保育所施設長等 1人以内
- (4) 関係団体代表者等 1人以内
- (5) 小金井市立保育園を利用する保護者 2人以内
- (6) 小金井市内の民間保育所等（認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の認定こども園をいう。）、認可外保育所等を含む。）を利用する保護者 2人以内
- (7) 市民 2人以内

2 前項第6号及び第7号の委員は、公募によるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協力を依頼した日から平成32年3月31日までとする。

- 2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員に協力を依頼することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は原則として、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は、公開とする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(検討部会)

第7条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要に応じて、第3条第1項各号に定める委員の一部をもって構成する検討部会（以下「部会」という。）を置くことができるものとする。

- 2 部会の所掌及び委員構成については、委員会において決定するものとする。

(謝礼)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第9条 委員会における庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(報告)

第10条 委員会は、検討結果を市長に報告する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年12月27日から施行する。